内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第四項第一号又は第五項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第六項の規定を適用する。

イ　当該内国法人の月次決算期間（会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。）

ロ　当該内国法人の会計期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十五条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第十五条の二を削る。

第二十条の見出し中「納税地等」を「納税地」に改め、同条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。）」を削り、「納税地等の」を「納税地の」に改める。

第二十三条第一項中「配当等の額（」の下に「関連法人株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額から当該配当等の額に係る利子の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、」を加え、同条第二項中「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等（次の各号に掲げる配当等の額の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該基準日」を「当該基準日等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社がする前項第一号に規定する剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第百二十四条第一項（基準日）に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の定めがあるものの額　当該基準日

二　株式会社以外の法人がする前項第一号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配、同項第二号に規定する金銭の分配又は同項第三号に規定する金銭の分配（以下この号及び次号において「配当等」という。）で、当該配当等を受ける者を定めるための基準日に準ずる日の定めがあるものの額　同日

三　配当等で当該配当等を受ける者を定めるための基準日又は基準日に準ずる日の定めがないものの額　当該配当等がその効力を生ずる日（その効力を生ずる日の定めがない場合には、当該配当等がされる日）

第二十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「及び第四項」を削り、「、内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「前項」を「次項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等として政令で定めるものをいう。

第二十三条第七項中「、内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十四条第一項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第二十五条の見出しを削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の損金不算入等」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資については、前二項の規定は、適用しない。

第二十五条の二第一項中「又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）」を削り、「を適用しない」を「の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）」を「同条第七項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「の損金不算入」を削り、同項第三号中「、第八十一条の二十九（所得税額等の還付）又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十二条（外国税額の還付）若しくは第二十七条の二（更正等による外国税額の還付）の規定」に改め、同項第四号中「若しくは第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）及び「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第三項中「第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）」を「第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第六十九条第十項」を「同条第九項」に、「第六十九条第一項に」を「同条第一項に」に改め、「又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　内国法人が他の内国法人から当該他の内国法人の通算税効果額（第六十四条の五第一項（損益通算）又は第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項において同じ。）のみに適用される規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として通算法人との間で授受される金額をいう。）を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条中「内国法人が」を「内国法人の」に、「ついて」を「ついて当該内国法人（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）が」に、「に相当する」を「（当該内国法人が通算法人である場合には、同条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額）に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第五項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う）を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する」に改める。

第三十二条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第七項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う」を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条第五項中「出資に」を「出資及びこれらの規定の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資に」に、「、これら」を「、前三項」に改め、同条第七項中「の益金不算入等」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十七条第一項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改め、同条第二項中「の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しない」を「）の規定の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第二十五条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改める。